

令和元年 No.4

○東京学芸大学公開講座規程の一部を改正する規程

改正理由

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部に置く部門の廃止に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部に置く部門の廃止に伴う形式的な改正であるため，学長決裁により処理する。

東京学芸大学公開講座規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和元年 7 月 26 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

令和元年規程第 3 号

東京学芸大学公開講座規程の一部を改正する規程

東京学芸大学公開講座規程（平成 15 年規程第 5 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学公開講座規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部に置く部門の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 第2章 一般公開講座 (目的) 第3条 〔省略〕 (開設等) 第4条 〔省略〕 (開設手続等) 第5条 講座責任者は、講座の内容等について、<u>社会連携推進本部</u>（以下「<u>推進本部</u>」という。）の承認を得るものとする。 2 講座の開設時期及び期間は、本学における授業に支障のない範囲において定めるものとする。 〔省略〕 第3章 高大連携講座 (目的) 第7条 〔省略〕 (開設) 第8条 〔省略〕 (開設手続) 第9条 講座として開放する正規の授業は、あらかじめ各教室が指定し、<u>推進本部</u>の承認を得るものとする。 〔省略〕 第4章 現職教員講座 (目的) 第15条 〔省略〕 (開設等) 第16条 〔省略〕 (開設手続等)	〔省略〕 第2章 一般公開講座 (目的) 第3条 〔省略〕 (開設等) 第4条 〔省略〕 (開設手続等) 第5条 講座責任者は、講座の内容等について、<u>社会連携推進本部地域連携推進部門</u>（以下「<u>推進部門</u>」という。）の承認を得るものとする。 2 講座の開設時期及び期間は、本学における授業に支障のない範囲において定めるものとする。 〔省略〕 第3章 高大連携講座 (目的) 第7条 〔省略〕 (開設) 第8条 〔省略〕 (開設手続) 第9条 講座として開放する正規の授業は、あらかじめ各教室が指定し、<u>推進部門</u>の承認を得るものとする。 〔省略〕 第4章 現職教員講座 (目的) 第15条 〔省略〕 (開設等) 第16条 〔省略〕 (開設手続等)

第17条 講座責任者は、講座の内容等について、<u>推進本部</u>の承認を得るものとする。 2 講座の開設時期及び期間は、本学における授業に支障のない範囲において定めるものとする。 3 講座の受講対象者は、教育職員免許状を有し、教員としての資質能力の向上に意欲がある者とする。 〔省略〕 第6章 その他 (報告) 第23条 <u>推進本部</u>は、公開講座（特別公開講座を除く。）の実施について教育研究評議会に報告するものとする。 〔省略〕 (雑則) 第26条 この規程に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、<u>推進本部</u>の議を経て学長が別に定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和元年7月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</u>	第17条 講座責任者は、講座の内容等について、<u>推進部門</u>の承認を得るものとする。 2 講座の開設時期及び期間は、本学における授業に支障のない範囲において定めるものとする。 3 講座の受講対象者は、教育職員免許状を有し、教員としての資質能力の向上に意欲がある者とする。 〔省略〕 第6章 その他 (報告) 第23条 <u>推進部門</u>は、公開講座（特別公開講座を除く。）の実施について教育研究評議会に報告するものとする。 〔省略〕 (雑則) 第26条 この規程に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、<u>推進部門</u>の議を経て学長が別に定める。
--	---